事件処理の決裁区分について

平成29.1.31　大阪地検（企）第11号
検事正通達　検察官・検察事務官あて
改正　H30.9.3　大阪地検(企)第77号

大阪地方検察庁執務規程（平成１３年３月３０日付け訓令第１号）第３８条第４項の規定に基づき，事件処理の決裁区分を下記のとおり定め，本年２月１日から実施する。

記

1　以下の各号を除く所管部又は支部が担当する事件の処理に係る決裁は，所管部長又は支部長限りとする。
(1)　特異又は重大な事件
(2)　請訓又は報告を要する事件
(3)　死刑又は無期刑の求刑を相当とする事件
(4)　審判請求対象事件（好訴癖を有する者の告訴・告発に係る事件を除く。）
(5)　証拠上・法律上重要な問題を含む事件
(6)　検事正が指定した事件
(7)　認知事件（軽微な事件を除く。）
(8)　公安労働事件（軽微な事件及び労働者保護法規違反事件を除く。）
2　所管部長又は支部長が別に指定した事件については，副部長，副支部長，上席副検事又は交通分室長限りの決裁とすることができる。
3　総務部の検察官が処理する他の所管部の事件は，総務部長が決裁を行う。
4　羽曳野区検察庁及び富田林区検察庁においては，その庁の長である検察官が事件処分の決裁を行う。ただし，必要があると思料するときは，堺支部長の決裁を受けるものとする。
5　佐野区検察庁においては，岸和田支部長が事件処分の決裁を行う。
6　いわゆる交通切符及び反則金不納付事件による略式命令請求については，所管部長又は支部長が指定する検察官限りの決裁とすることができる。
7　所管部長又は支部長限りの決裁についても，必要があると思料するときは，次席検事及び検事正の決裁を受けるものとする。
8　事件の処分を決裁すべき決裁官に支障がある場合は，検事正又は支部長（羽曳野区検察庁及び富田林区検察庁については堺支部長）が指定する検察官が代わりに決裁を行う。
9　前記[redacted]のうち，[redacted]